

岐阜県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱

平成 24 年 12 月 4 日制定

平成 27 年 6 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

令和元年 11 月 16 日改正

令和 3 年 1 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 10 月 1 日改正

令和 6 年 11 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術的審査を受ける機関)

第 2 条 法第 53 条第 1 項又は法第 55 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者が当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項の規定による基準に適合していることについて、技術的審査を受ける機関は、次に定める機関とする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合にあっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関を兼ねているものに限る。）

2 前項に定める機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項の規定による基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を認定申請者に交付するものとする。

(基準適合が確認できる書類)

第 2 条の 2 法第 54 条第 1 項第 1 号に示す基準に適合していることについて、確認できる書類は、次に定めるものとする。

- 一 前条に定めた機関が交付する適合証
- 二 品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に基づく断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6 に適合している場合に限る。（ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 4 以上及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合している場合に適合していることとする。）以下「設計住宅性能評価書」という。）
- 三 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（BELS 評価業務実施指針に基づく、一戸建ての住宅にあっては Nearly ZEH 以上、共同住宅等にあっては ZEH-M Oriented 以上及び非住宅建築物にあっては ZEB Oriented 以上の場合に限る。）

(知事が必要と認める図書)

第3条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前条第一号に定めた適合証により審査を受ける場合にあつては、その適合証
- 二 前条第二号に定めた設計住宅性能評価書により審査を受ける場合にあつては、その写し
- 三 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Ⅱの第1の1（2）へに該当する場合にあつては、前号の規定により知事が定めた機関（登録住宅性能評価機関に限る。）が交付する適合証を添付する場合を除き、登録住宅性能評価機関が交付する品確法第5条第1項の規定による住宅性能評価書の写し又は同法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- 四 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。）4の（2）③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域における場合にあつては、その制限等に適合する旨の証明書等
- 五 前条第三号に定めた評価書により審査を受ける場合にあつては、その写し

(知事が不要と認める図書)

第4条 省令第41条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、前条第三号の規定により住宅性能評価書の写し又は住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、当該基準に適合することの確認に必要な図書とする。

(建築確認申請書等)

第5条 申請者は、法第54条第2項の規定に基づく申出をする場合（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）は、計画通知取扱申請書（別記第1号様式）を添付するものとする。

- 2 法第54条第2項の規定に基づき提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書は、正一通及び副一通とする。

(計画通知)

第6条 建築事務所長は、前条第1項の申請書を受理したときは、低炭素建築物新築等計画に低炭素建築物新築等計画通知書（別記第2号様式）を添付し建築主事に通知するものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第7条 建築事務所長は、前条で通知した建築物に構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合には、申請者に構造計算適合性判定に準じた審査（以下「適判に準じた審査」という。）を行うよう求めるものとする。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合はこの限りでない。

- 2 申請者は、前項の適判に準じた審査を受けた場合は、その結果（以下「審査結果通知書」という。）を建築事務所長に提出するものとする。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合は、その写しを提出するものとする。

3 建築事務所長は、前項に規定する審査結果通知書又は適合判定通知書の写しを受理した場合は、前条の通知にこれを添付するものとする。

(適合するかどうか判断できない旨の通知)

第8条 建築事務所長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合するかどうか判断できない場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付を受けた場合は、適合するかどうか判断できない旨の通知書（別記第3号様式）により申請者へ通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 建築事務所長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書（別記第4号様式）により申請者へ通知するものとする。

(計画変更届)

第10条 認定建築主は、法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）の変更（省令第44条の規定による軽微な変更に限る。）をする場合は、当該計画変更に係る工事に着手する前に、低炭素建築物新築等計画変更届（別記第5号様式）正一通及び副一通に当該変更に係る図書を添えて建築事務所長に提出するものとする。

(申請の取下届)

第11条 法第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定を申請した者が当該申請を取り下げる場合は、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届（別記第6号様式）正一通及び副一通を建築事務所長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築工事完了報告書)

第12条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（別記第7号様式）により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を建築事務所長に報告するものとする。

2 前項の報告には、建築基準法第6条第1項、同法第6条の2第1項、第18条第3項又は第18条第4項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項、同法第7条の2第5項、同法第18条第22項又は同法第18条第26項に規定する検査済証の写しを添付するものとし、必要に応じ工事写真を添付するものとする。

(認定建築主変更等届)

第13条 次に掲げる者は、認定建築主変更等届（別記第8号様式）正一通及び副一通を建築事務所長に提出するものとする。

- 一 認定建築主の一般承継人
- 二 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

(報告の徴収)

第14条 法第56条の規定による報告の徴収は、建築事務所長が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（別記第9号様式）により行うこととする。

(改善命令)

第15条 法第57条の規定による改善命令は、建築事務所長が必要と認めるときに、改善命令書（別記第10号様式）により行うこととする。

(建築取りやめ申出書)

第16条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（別記第11号様式）とする。

2 前項の申出には、省令第43条第1項の規定による認定通知書を添付するものとする。

(認定取り消し)

第17条 法第58条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取り消しの通知は、認定取消通知書（別記第12号様式）により行うこととする。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

計画通知取扱申請書

年 月 日

建築事務所長 様

申請者住所
氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により、下記の低炭素建築物新築等計画について、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けたいので建築基準法施行規則第1条の3に規定する書類を添付して申請します。

記

1. 申請に係る建築物の位置
2. 建築物の用途
3. 延べ面積 (㎡)

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第2号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

低炭素建築物新築等計画通知書

岐阜県 建築事務所
建築主事 様

通知者官職 岐阜県 建築第 号
年 月 日
建築事務所長 印

建築主氏名
設計者氏名

受付欄	消防通知欄	決裁欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号

第3号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築第 号
年 月 日

適合するかどうか判断できない旨の通知書

申請者 様

建築事務所長 印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定（法第54条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）に適合するかどうか判断できないので、これを通知します。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、岐阜県（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第4号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築第 号
年 月 日

認定しない旨の通知書

申請者 様

建築事務所長 印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定（法第54条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、岐阜県（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第5号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

低炭素建築物新築等計画変更届

年 月 日

建築事務所長 様

届出者住所
氏名

低炭素建築物新築等計画を変更（国土交通省令で定める軽微な変更に限る。）したいので、岐阜県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第10条の規定により届け出ます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 軽微な変更の内容
(前)

(後)
6. 変更理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 通知
		※ 原本照合

- 注意 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第6号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届

年 月 日

建築事務所長 様

届出者住所
氏名

次の申請を取り下げたいので届け出ます。

1. 申請の種類
2. 申請年月日
3. 申請に係る建築物の位置
4. 取り下げ理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第7号様式（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（第1面）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

建築事務所長 様

報告者住所

氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 建築工事完了年月日
6. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士等
（ 級）建築士（ ）登録第 号
氏名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 建築基準法第6条第1項、同法第6条の2第1項、第18条第3項又は同法第18条第4項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項、同法第7条の2第5項、同法第18条第22項又は同法第18条第26項に規定する検査済証の写しを添付してください。
 - 4 必要に応じて、工事写真の提出を求めることがあります。

(第2面)

7. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果(不適の場合 は、その内容)
外壁、窓等を通 じての熱の損 失の防止に関 する基準				
一次エネルギ ー消費量に関 する基準				
建築物の低炭 素化の促進の ために誘導す べきその他の 基準				

第 8 号様式（第 13 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

認定建築主変更等届

年 月 日

建築事務所長 様

届出者住所
氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、一般承継又は所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得しましたので、岐阜県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第 13 条の規定により報告します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
4. 認定に係る建築物の位置
5. 変更等理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第9号様式（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築第 号
年 月 日

報告を求める旨の通知書

認定建築主 様

建築事務所長 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 報告を求める内容
6. 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

建築第 号
年 月 日

改善命令書

認定建築主 様

建築事務所長 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 57 条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 命ずる措置
6. 改善の期限

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、岐阜県（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第 11 号様式（第 16 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

建築事務所長 様

申出者住所
氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、次のとおり申し上げます。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 取りやめの理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

建築第 号
年 月 日

認定取消通知書

認定建築主 様

建築事務所長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、岐阜県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第 17 条の規定に基づき、これを通知します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、岐阜県（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。